

保護者の皆様

豊中市教育委員会

市立小中学校における5月7日以降の臨時休業期間の延長について

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
現在、大阪府から示されている方向性をもとに、本市の対応を下記のとおりといたします。
保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 臨時休業期間について

令和2年（2020年）5月7日（木）から10日（日）まで引き続き市立小中学校を臨時休業といたします。

2. 5月11日（月）以降の方針について

5月7日（木）の府の通知を踏まえ決定してまいります。